

静岡理工科大学 人を対象とする研究倫理審査委員会規程

2018年3月9日制定

(趣 旨)

第1条 本規程は、静岡理工科大学 人を対象とする研究に関する倫理規程（以下「人研究倫理規程」という。）第6条第1項に基づき設置する静岡理工科大学人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）が研究倫理審査を行うための組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程における「人を対象とする研究」とは、人研究倫理規程に定める人を対象とする研究（以下「人を対象とする研究」という。）とする。

2 前項に定める他、本規程で用いる用語については、人研究倫理規程の定めによるものとする。

(研究倫理審査)

第3条 本規程第1条に定める研究倫理の審査を行う組織として、審査委員会を設置する。

(審査委員会の構成)

第4条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 審査委員長

(2) 審査副委員長

(3) 審査対象となる分野の研究を行っている専任教員で学長が委嘱した者

(4) 審査対象の有識者で学長が委嘱した者

(5) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が委嘱した者

2 前項第1号の審査委員長は、学長をもって充て、審査委員会を統括する。

3 第1項第2号の審査副委員長は、研究推進委員会委員長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

4 第1項第4号及び第5号の審査員には、学外の者2名以上を含むものとする。

5 第1項第3号から第5号の委員は、男女両性で構成するものとする。

6 当該審査委員会委員の任期は、第1項第3号から第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の定足数及び表決)

第5条 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 審査委員会の議事は、出席者全員の合意をもって決することを原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席者の3分の2以上の議決をもってこれを決することができる。

3 審査において、当該審査対象の実験申請者及び共同研究者は、前項の委員数から除外する。

(審査経過及び結果の公表)

第6条 審査委員会の審査項目とその審査結果等は、公開する。ただし、審査委員会が研究対象者等及びその関係者の人権または研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要であると判断したものについては、この限りでない。

(事務)

第7条 審査委員会の事務は、事務局総務部社会連携課が行う。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は研究推進委員会で審議し、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2018年3月9日から施行する。